

## 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針 (平成24年3月)」の改訂について

### 1 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針の作成経緯

- 平成15年4月 東京電力(株)全原子力発電所が点検のため停止  
夏 電力不足・計画停電の懸念 ⇒ 『停電の手引き』作成
- 平成23年3月 東日本大震災、福島第一原子力発電所事故  
震災による停電、電力不足による計画停電の実施
- 平成24年3月 『東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針』作成

計画停電や災害による比較的短時間の停電への対応を中心に記載

### 2 現行指針作成後の制度上の変化

- ・ 『東京都地域防災計画(震災編)、(風水害編)』(平成24年修正)
- ・ 『災害時要援護者への災害対策推進のための指針』(平成25年2月改訂版)
- ・ 災害対策基本法改正(平成25年6月公布)
  - 〔 災害時要援護者を要配慮者・避難行動要支援者に変更  
避難行動要支援者名簿作成を区市町村に義務付け 〕
- ・ 国『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』(平成25年)
- ・ 『東京都地域防災計画(震災編)、(風水害編)』(平成26年修正)
- ・ 新たな難病医療提供体制の構築(平成30年度)
- ・ 国『避難勧告等に関するガイドライン』(平成31年3月版)

### 3 近年の主な災害

	災害名称	被害状況等
平成 28 年 4 月	熊本地震	建物損壊のおそれにより、 <u>基幹病院が診療機能停止</u>
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	高度専門医療機関での <u>非常用自家発電設備の不稼働</u>
7 月	平成 30 年 7 月豪雨	<u>大規模水害、長期間の断水</u>
9 月	北海道胆振東部地震	最長 3 日超にわたる <u>広域停電</u>

### 4 近年の災害から見た課題

#### (1) 医療提供体制

- ・ 大規模災害では、医療機関そのものが被災し、診療機能の停止や縮小となる可能性大
- ・ 在宅難病患者の避難先として医療機関が全てを受け入れるのは困難

#### (2) 電力の供給

- ・ 建物被害は小さくても、電力会社のすべての管轄地域で停電が起こる現象（ブラックアウト）が発生、長時間の停電や断水が広域で継続した場合には、どこに行っても電源の確保が困難

#### (3) 避難行動

- ・ 豪雨の中、人工呼吸器装着者が避難するのは困難
- ・ 避難勧告、注意報・警報等、自治体や気象庁等から発令される沢山の災害関連情報があり、どの時点で避難すべきかの判断が困難

## 5 指針改訂の方向性

### ① 制度・法律の改正を反映

- ・ 災害対策基本法（平成 25 年改正）の反映
- ・ 東京都地域防災計画（平成 26 年修正）の反映
- ・ 避難勧告等に関するガイドライン（平成 31 年 3 月版）の反映
- ・ 難病法施行に伴う変化（疾病拡大、難病医療提供体制）の反映

### ② 東日本大震災以降の大規模災害の知見の反映

#### (1) 医療機関との調整

- ・ かかりつけ医や専門医療機関に患者の受入条件を確認

#### (2) 電力の確保

- ・ 可能な限り在宅で予備電源等を確保しながら療養生活を継続するための備え（簡易自家発電機、外部バッテリー等）

#### (3) 避難に向けた準備及び行動の整理

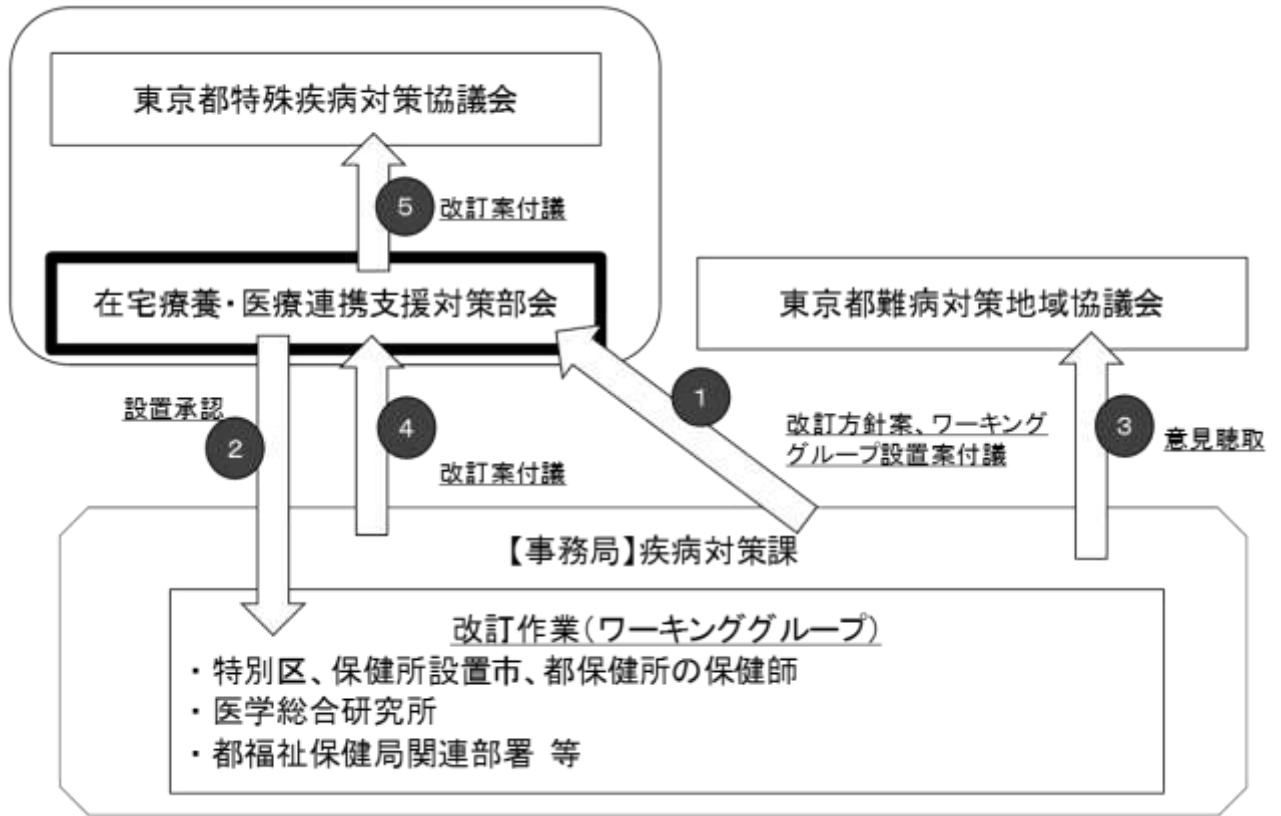
- ・ 災害情報の入手方法、災害時の連絡先、避難準備、避難方法等について整理
- ・ 風水害については「マイ・タイムライン」の考え方を導入
- ・ 各区市町村の在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口に、安否情報を集約するための連絡系統について整理

### ③ 実務者の活用しやすさを重視

- ・ 災害時個別支援計画策定に関わっている職員が、要配慮者対策の実務を進めるにおいて分かりやすく、使いやすい内容となるよう検討

## 6 指針改訂の検討体制

疾病対策課が事務局となり、改訂作業等を行う。



## 7 指針改訂のスケジュール案

	令和元年度				令和2年度
	4～6月	7～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月
特殊疾病対策協議会				●開催 改訂案付議	
在宅療養・医療連携支援対策部会		●第1回 (改訂方針付議)		●第2回	
難病対策地域協議会			●第1回「災害対策」 意見聴取	改訂案付議	
指針改訂		改訂作業			●公表

## 指針改訂作業ワーキンググループの設置について（案）

### 1 目的

「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（平成 24 年 3 月）」（以下「指針」という。）の改訂について東京都特殊疾病対策協議会の在宅療養・医療連携支援対策部会（以下「部会」という。）において審議された改訂の方針、論点及び課題を踏まえて、具体的な内容を検討し、改訂案を策定するため、指針改訂作業ワーキンググループを設置する。

### 2 構成員

- (1) 本ワーキンググループは、東京都福祉保健局保健政策部長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本ワーキンググループの構成員は、特別区、保健所設置市及び都保健所の保健師、学識経験者、東京都福祉保健局関連部署職員並びにその他の関係者とする。
- (3) 本ワーキンググループの任期は令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 本ワーキンググループは、必要に応じて、その他の有識者等の出席を求めることができる。

### 3 その他

会議の庶務は、東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課において処理する。

### 4 検討スケジュール

本年 7 月末頃から検討を開始し、4 回程度会議を開催し、議論を整理した上で、部会に報告する。

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針改訂たたき台

ページ	改訂のポイント	関与法令等
1 第1章 指針の策定にあたって		
1 1 経緯		
1 (1) 東京都における災害等の対策	東日本大震災後の災害を追記	
2 (2) 東日本大震災後の取組	東日本大震災以降、今回の改訂までの取組を記載(人工呼吸器使用者災害時支援窓口調査、災害時個別支援計画策定に関する状況調査、在宅人工呼吸器使用者に関する情報提供の取組等)	
3 2 目的	区市町村には避難行動要支援者名簿の作成義務が課されたことについて追記	
4 3 災害時要援護者対策との関係	災害時要援護者対策⇒要配慮者対策へと変更となった経過を追記	
4 (1) 災害時要援護者対策をめぐる国及び都の動向	国及び福祉保健局の指針改訂に伴う修正	災害対策基本法 避難行動要支援者の避難行動に関する 取り組み指針【国】 災害時要援護者への災害対策推進のため の指針(区市町村向け)【都】
5 (2) 区市町村における災害時要援護者対策の状況	最新の調査結果の掲載(避難行動要支援者名簿を作成済みの区市町村が90%を超えているが、人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画策定率は68.9%である) 名簿作成済みの区市町村が増えているが、人工呼吸器使用者に対しては詳細な個別計画が必要であるとする旨を記載	避難行動要支援者名簿の作成等に係る 取組状況の調査結果等【国】
6 (3) 災害時要援護者対策との連動	要配慮者対策に合わせる形で図の修正	避難行動要支援者の避難行動に関する 取り組み指針【国】 東京都地域防災計画
7 第2章 平常時から準備しておくこと		
7 目標・主な関係機関・取組内容	主な関係機関、取組内容に在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口を追加 参考資料には在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口一覧を掲載 (ただし、毎年窓口が変わる可能性があるため、ホームページによる周知を明示する)	
8 1 在宅人工呼吸器使用者の把握	把握集約機関(在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口)の年1回の確認や把握の流れについて追記	
9 (1) 難病患者	神経難病医療拠点病院は、現在、難病医療ネットワーク事業(難病診療連携拠点病院及び協力病院)に移行しているが、患者の把握については難病医療ネットワークの拠点・協力病院に限らず、医療機関や訪問看護ステーションに依頼する形で修正	難病法
11 (2) 脳卒中後遺症、脳外傷及び呼吸器疾患等による人工呼吸器装着者	WGにて把握の現状について検討し、修正	
11 (3) 重症心身障害児	小児慢性特定疾患患者、医療的ケア児等についてWGにて検討、修正	
12 2 災害時人工呼吸器使用者リストの作成	人工呼吸器の換気方法を図等を活用し具体的に表現	
14 3 在宅人工呼吸器使用者マップの作成	変更なし	
15 4 区市町村の防災情報の共有	災害時要援護者名簿⇒避難行動要支援者名簿へ修正	
15 5 災害時個別支援計画の作成		
15 (1) 災害時個別支援計画作成の必要性	医療機関が入院を受け入れる際の条件等を確認しつつ、在宅で災害を乗り切るための準備も必要であることを強調した形で修正	

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針改訂たたき台

ページ	改訂のポイント	関与法令等
16 ～ 27	<p>ステップ1 国・都・区市町村等の参考情報を検討</p> <p>ステップ2                      ア 決定しておくべき共通事項                      在宅療養が困難となった場合の入院先について、災害拠点病院や医療コーディネーター、難病診療連携拠点病院の役割等を整理して修正</p> <p>イ ハザード別に決定しておく事項                      P21・22 「停電時」:在宅で待機するための事前準備、避難するための事前準備、電源の確保対策等は、WGにて検討、修正（外部バッテリーの準備台数などを具体的に列挙等）</p> <p>P22・23 「地震発生時」:在宅で待機するための事前準備についてはWGにて検討し、修正                      安否の連絡方法を確認し、追記                      専門医、家庭医、訪問看護ステーション、避難所等の自宅近辺で電源確保が可能なところがあるか記入する欄を追加</p> <p>P24・25 「風水害」:発災前の準備(マイ・タイムライン)の考え方を記載                      情報の入手については避難勧告等に関するガイドラインを反映した形で修正、情報の入手ができるサイト等も追記</p> <p>P26 対応の開始についてはWGにて検討し修正</p> <p>ステップ3 変更なし</p> <p>ステップ4 文言修正</p> <p>ステップ5 変更なし</p>	避難勧告等に関するガイドライン【国】
28	6 防災訓練の実施	変更なし
29	第3章 災害が予想されるときへの対応	
29	目標・取組内容	取組内容に安否の連絡先及び連絡方法の確認を追記
29	1 情報収集	変更なし
30	2 災害時個別支援計画に沿った対応の確認	想定される問題と支援方策の一例として、入院が難しい時の対応も追記する等修正
31	3 災害時個別支援計画に沿った行動が起こせたかの検証	避難行動だけでなく事前に準備した対応策等も含めて検証するように修正
32	第4章 災害発生時の対応	
32	目標・取組内容	在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口への情報集約を明記
33	1 災害情報の収集と災害時個別支援計画に沿った行動	
33	(1)災害情報の収集	災害情報の収集に有効なホームページを確認し、具体的なアドレスを記載
33	(2)災害時個別支援計画に沿った行動	変更なし
34	2 災害時人工呼吸器使用者リストによる安否確認	安否確認情報の集約体制を修正し追記
35	3 情報提供、療養支援	
35	(1)人工呼吸器使用者・家族への情報提供	情報収集・提供方法について整理、修正
35	(2)人工呼吸器使用者・家族への療養支援	変更なし
36	(3)災害対策本部への情報提供及び支援の要請	変更なし